

ニーズレター

(2012年 12月号)

グループホームネット 香川



もくじ

- 理 事 長 巻 頭 言 (2)
- 法 人 研 修 の 実 施 に つ い て (3)
- 新 ホ ー ム ワ ー カ ー の 紹 介 (4)
- 事 務 局 事 便 り (5)

▼△▼△ 理事長巻頭言 ▼△▼△

うちだはかる

「スタッフ研修に思う。」

グループホーム運営で、最もカギを握っているのは、各グループホームで入居者の生活を支援する人。
すなわち、ホームワーカーです。

私たちグループホームでは、ホームワーカーを選ぶ際に重視しているのは、専門的な経験者ではなく、生活者として経験を重ねている一市民の方々の生きる知恵です。

そのような方にグループホームのワーカーをお願いしています。

精神医療についての知識はゼロに等しい方々ではあるが、生活者としての経験が豊富なことのほうが、入居者の「生活」を支えるという意味では大切だと思います。

ここで考えなければいけないのが、入居者は精神障害という「生きづらさ」を抱えている人たちであるということです。生活者として生きていくと同時に精神障害という生きづらさを併せ持つ人たちへのかかわりが求められているということです。

例えば「薬」の存在。

精神的な安定には薬物は必要になってきます。薬物には、いい効果とそうでない効果があることは知られています。

安定剤ひとつをとってみても、精神的な安定を得るという効果があります。

一方で、安定剤を飲むことで体が重くなるなど、という副作用などがあげられます。

入居者は全員、服薬をしています。1日2回であったり、3回であったり、眠剤も利用していたりと。また体調によっては薬の効果も変わってきます。

1年365日、服薬を続けているということを考えなければなりません。

あるいは、これまで精神医療というパターンリズム（あなたのため）の影響を受けてきた歴史に取り込まれてきた人たちという問題もあります。

相手との距離を、上手く取ることが不得意な特徴もありそうです。

初対面の人に電話番号を教えたり、聞いたり。時間に関係なく訪問したり、電話をしたりなど、さまざまな生きづらさを抱えているようです。

今、スタッフ研修で、入居者のさまざまな生きづらさに、スポットを当てることを目的に、「事例」としてまとめる事を行っています。もちろん、「事例」として取り上げられることに拒否的な人もいます。

取り上げられることで、自分の触れられたくないことに触られることが嫌、問題視されることそのものが嫌など、いろいろとあるのでしょうか。

大切なことは、「あなたのことをみんな（考えるメンバーはこの人たちですよと伝えることも大事）で考えることで、今より少しでもサポートの質を良くしたい」あるいは「生きづらさを一緒に考える」ということなどを伝える事です。

もちろん、生き方に正解はありません。マニュアルもないようです。在るのは、自身が上手くいったことや上手くいかなかったことなどの自身の中の経験という引き出し。

研修ではあなた自身の引き出しの数を増やすことが問われているのでしょうか。

▼△▼△ **法人研修の実施について** ▼△▼△

増田 周作

今年に入って、理事、スタッフ、入居者を対象とし、研修を行っています。

4回のシリーズで、10月27日（土）に3回目の研修を行いました。

今回の研修の内容は、社会福祉法人 あすなろ福祉会の相談支援事業所 ぱる・おかやま から小林幸代さんを講師に招いて、「リカバリーとあすなろ福祉会の取り組み」ということで、ご講演していただきました。

今回は、理事、スタッフ、入居者で計10名の参加とやや少なめでしたが、大変参考になる話を聞きました。最後には、あすなろ福祉会の運営する「ぱるスペース MOMO」へ一度、入居者とおじゃましにいきたいという話になりました。

▼△▼△ 新ホームワーカーの紹介 ▼△▼△

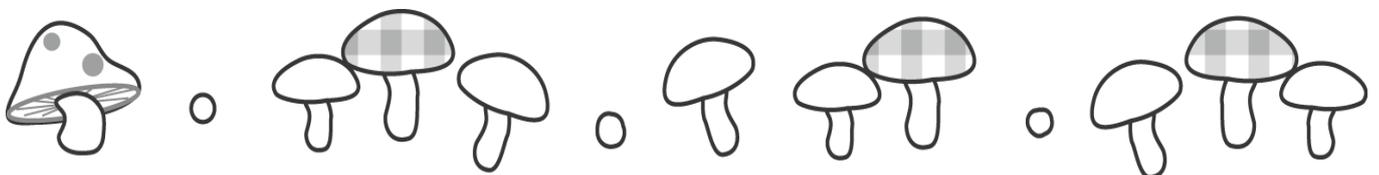
こうの さちこ
河野 幸子

「魔法の言葉」

ピアーズ百間町のホームワーカーとして、前任者の方からバトンタッチをして4カ月が過ぎました。この10年間、接客しか経験していなかった私にとって、当初、バトンはとても重くすぐに走り出すことが出来ませんでした。前任者の方がー(いち)から築きあげてきたピアーズ百間町。入居者の方達が安心して暮らしていける『空間』を守っていかなければと不安と焦りの日々でした。

そんな中、入居者の方が、「最近、少し疲れていませんか？」と声をかけてくれました。自立を支援し、相談される立場なのに思わず自分の思いをぶつけてしまいました。その時に返ってきた言葉は「人、それぞれだし河野流でいんじゃないかな。みんな同じ気持ちだと思いますよ」と。その一言が、私にとっての「魔法の言葉」でした。心の中の氷が溶けたような気がして「何を焦っていたのだろう」と反省しました。

あの日以来、気持ち同様、重かったバトンは軽くなり、順調ではありませんが、走り出しています。縁あって、グループホームネット香川の一員になれたことを今、とても感謝しています。入居者の方達の方向性はそれぞれ違いますが、一緒に歩いていくことで、自分自身の成長につながっていければと思っています。まだまだ不安だらけの、新米ホームワーカーですが、今後ともよろしくお願いします。



▼△▼△ 事務局 便り ▼△▼△

岩佐 亜紀

突然ですが・・・「グループホームのお金のはなし」

さて、グループホームが成り立つためには、2つのお金の流れがあります。

1つは、入居者の皆さんが住む部屋を借りるための費用（家賃その他）です。これは、皆さんが毎月払って下さる利用料がそれに当たります。2つめは、ここが肝心なのですが、グループホームを事業として運営していくために必要な費用です。これは、グループホームで働くホームワーカーや職員を雇用し、事業所として必要な手続きや業務の全てをこなすためにかかるお金で、グループホームでは一人暮らしと違って支援サービスが受けられるのは、このお金が事業所に支払われているからです。

この2つめの費用は、私たちスタッフが、グループホームを利用している方に、毎日決められた種類の支援を提供したとき、その報酬として、1日分ごとに、国や市区町村から、事業所に対して支払われます。事業所は、利用者の方それぞれに対してどれだけの量のサービスを提供したかを、月ごとにまとめて請求先となる市区町村に報告し、その日数分だけ報酬を受け取ります。（一部、利用者負担が生じる場合もあります。）これは、障害者自立支援法という法律に定められている制度です。

しかし、国や市区町村では、事業所が毎日きちんと支援を提供して正しく報告しているかどうか、どうやって確かめているのでしょうか？

それは、利用者のお一人お一人に、直接確認する方法を取っています。

それが、入居者の皆さんにお渡しする実績記録票に押しただく「確認の印鑑」なのです。国や自治体のお役所では、事業所が勝手に報酬を請求しないように、「あなたは今日グループホームで、これだけのサービスを確かに受けたことを、認めていただけますか？」と、毎日皆さん自身に確認を求めているのです。皆さんが「たしかに、私は今日このサービスを受けましたよ」といって、確認のハンコを押して下さることによって、はじめて国や自治体は「ご本人の確認が得られたので、その分のサービスについて報酬を支払います」といって、私たち事業者にも、グループホームを続けていくために必要な費用を支給してくれます。

つまり、グループホームを利用している皆さんが、国や自治体の担当者に向かって「この事業所では、ちゃんと私に支援をしてくれましたから、その分の報酬を支給して大丈夫ですよ」とOKのハンコを押し

てくださらなければ、サービス費という報酬は入ってこなくなり、グループホームそのものが成り立たない仕組みになっているのです。

さらに法律では、利用者の皆さん自身を、このサービス費の代理受取人と定めているので、私たち事業所は、その月にどれだけのサービス費(報酬)が支給されたかを、代理受領者である皆さんに報告する義務があります。これが、その月が終わるとお渡ししている「訓練等給付費等支給明細書」にお示した金額です。(利用者負担が生じる場合も、ここに内訳が示されます。) 私たち事業者に対して支払われる報酬であっても、事業者に直接渡されるのではなく、法律上ではいったん利用者の皆さんが代理で受け取って、間違いないことを確認していただいたうえで、事業所に入るという仕組みを取っているのです。

このように、グループホームというサービスは、私たち事業者と職員だけでは、どんなに頑張っても成り立つことができません。入居者の皆さんがサービスを利用して下さってはじめて、そのための費用を申請できるようになり、そして皆さんの了解のもとにサービス費(報酬)を受け取ることができてはじめて、運営していくことができる仕組みです。ですから、利用者みなさんも、今住んでいるグループホームの運営を担う重要な役割を、スタッフと同じように果たして下さっているわけです。その意味で、私たち事業所のスタッフは、利用者の皆さんに、毎日本当にお世話になっています。私たち職員の仕事は、みなさんの毎日の暮らしの相談に乗り、希望の実現をお手伝いすること。そして皆さんの役割は、一日の終わりにグループホームで提供を受けた今日一日のサービスを振り返って、納得できたら、「今日は、よし!」と印鑑を押して下さい。そうすれば、職員は、ほっと胸をなでおろして自宅に帰ることができます。

事業所のスタッフは、利用者みなさんと、このようにお互いに協力してグループホームを運営していく姿勢につとめています。サービスの提供者と、サービスの利用者は、ほんらい対等な立場関係なのです。グループホームでの暮らしを、少しでも利用者の皆様の夢や希望の実現に近づけられるように、皆様と相互に助け合っていけたらと願っています。今後とも、ご協力をよろしくお願い致します。

グループホームネット 香川

(発行) 特定非営利活動法人 グループホームネット香川

連絡先: 香川県高松市円座町1124番地6 2階

TEL : 087-885-5270 Fax : 087-887-5955